

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号	
1	大津市	住宅取得費・改修費等補助	大津市定住促進リフォーム補助金	市外からの転入者がリフォーム工事を行う場合、または、市外の子世帯が市内の親世帯と同居する際のリフォーム工事について、その経費の一部を補助する事業 ●補助額 (1)子育て世帯:補助対象工事費の20%(上限60万円) (2)上記以外:補助対象工事費の10%(上限30万円)	住宅政策課	077-528-2899	
2	彦根市	住宅取得費・改修費等補助	彦根市移住促進住宅取得費補助金事業	彦根市へ移住するために、住宅を取得される18歳以下の子が2人以上いる世帯もしくは三世代同居の方の経済的な負担を軽減するため、住宅取得費用を補助 ●補助額 住宅取得費の10%(上限50万円) ※45歳以下の周辺町外からの移住者で、売買/工事請負契約前に事前相談を受けている方などの補助金交付の条件有。詳細は別途要確認	企画課	0749-30-6101	
3			ひこね移住促進住宅ローン事業	地域の金融機関と協力した移住者向け住宅ローン 通常、ローンを組むためには一定の勤続年数が必要であるが、勤続年数が1年未満でも個別に対応するなど、移住希望者が利用しやすい内容となっている	企画課	0749-30-6101	
4			彦根市リフォーム事業	市内業者(市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者)を利用し、市内で住宅の改修等をした場合に、その経費の一部を助成 ●助成額 助成対象工事経費の10%(上限7万円) ※市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしている方が対象。詳細は別途要確認	地域経済振興課	0749-30-6119	
5			彦根市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金	中学生までの子どもがいる世帯、もしくは、世帯構成員の全員が40歳未満の世帯が、彦根市空き家バンクを通じて購入・賃貸した空き家に転居する場合、住宅改修費用の一部を補助 ●補助額 対象経費の2/3(県外からの転居:上限120万円、県内での転居:上限60万円)	住宅課	0749-30-6123	
6			空き家バンク	彦根市空き家バンク	彦根市に所在する空き家を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方をマッチングする制度 彦根市と、彦根商工会議所の会員で構成する彦根異業種交流研究会町屋活用委員会が協定を締結し、連携して運営	彦根市空き家バンク事務局	0749-23-2123
					住宅課	0749-30-6123	

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
7	長浜市	住宅取得費・改修費等補助	長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金	18歳未満の子を扶養する世帯または夫婦(パートナーシップ宣誓者含む)のいずれかが39歳以下の世帯が住宅を取得(注文住宅の建築・新築分譲住宅の購入)する場合や、中古住宅のリフォームにかかる費用を補助 ※市内業者(市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者)が行うものに限る ●補助金額 最大150万円 ※基本額30万円と加算項目(子育て世帯・他市からの転入世帯・建替え・空き家活用・住宅用地取得に対し、各30万円)あり	住宅課	0749-65-6533
8		空き家バンク	空き家バンクの運営	長浜市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家を買りたい・貸したい人と買いたい・借りたい人とのマッチングを行う	長浜市移住定住促進協議会	050-1751-2780
9		住宅借り上げ補助	保育士等宿舍居住支援事業補助金	長浜市外から転入し、長浜市内の保育施設等に就業した場合に、本人、もしくは宿舍を借り上げた法人等に対し家賃・宿舍借上費を助成 ●補助内容 ・毎月の賃料・共益費の3/4を補助(上限 42,000円/月) ●補助期間 ・令和10年3月31日まで	幼児課	0749-65-8607
10	近江八幡市	空き家バンク	近江八幡市空き家情報バンク	近江八幡市内全域を対象とした空き家情報バンク制度。市内の空き家に関する情報提供を行い、希望者とのマッチングを行う	住宅施策推進室	0748-36-5787
11		住宅取得費・改修費等補助	地球温暖化対策事業(住宅用再生可能エネルギー導入補助)	○対象者:個人 ○対象事業:市内の住宅に住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムの新築又は増築に係る工事、助成を行う。 ○補助額 太陽光発電システム:上限15万円 蓄電システム:上限20万円	環境政策課	0748-36-5593
12	草津市	空き家バンク	草津市空き家情報バンク	草津市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家情報および利用希望情報の提供を行い、空き家を買りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行う	建築政策課	077-561-1502

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
13	守山市	空き家バンク	守山市空き家情報バンク	守山市空き家情報バンクを通じ、空き家をお持ちの所有者と空き家の利用を希望される利用者のマッチングを行う。市内に点在する空き家の有効活用を通じて、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図る	企画政策課	077-582-1162
14	栗東市	空き家バンク	りっとう空き家バンク	栗東市内全域を対象とした空き家バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、所有者の想いと栗東で暮らしを希望する方の想いをマッチングサポートする	住宅課	077-551-0347
15		住宅取得費・改修費等補助	栗東市子育て・若年世帯空き家リノベーション事業	中学生以下の子どもがいる世帯又は40歳未満で構成される世帯が、空き家をりっとう空き家バンクを通じて取得・賃借する物件を改修する場合に、改修費の一部を補助。(改修前に既存住宅調査を実施するものに限る) ●補助額 ・対象事業費の2/3、限度額 県外移住120万円、県内移住60万円	住宅課	077-551-0347
16	甲賀市	住宅改修費等補助	物価高騰対策住宅リフォーム事業補助	○原材料価格高騰の影響を受けている市内建設事業者の受注拡大を図り、地域経済の活性化につなげるため、住宅のリフォーム工事を行う方に補助を行います。 【一般】 補助対象工事費の20%(上限10万円) 【空き家】 補助対象工事費の20% *事業用として利用する場合に限る (上限50万円)	商工労政課	0748-69-2188
17		空き家バンク	甲賀市空き家バンク	甲賀市内に空き家を所有している方と、買いたい、借りたい方のマッチングを地域の不動産業社と協力してサポートを行うシステムです。	住宅建築課	0748-69-2214
18	野洲市	空き家バンク	野洲市空き家バンク	野洲市空き家情報バンクを通じ、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行う	建築住宅課	077-587-6322
19	湖南市	空き家バンク	湖南市空き家サポートセンター あきやナクス	空き家問題に関する総合的な窓口として市の住宅課内に開設し、所有者や市民が抱える空き家問題に対応するため、空き家等に係るサービス提供の拠点として整備をしている	住宅課	0748-71-2349

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
20	高島市	空き家バンク	高島市空き家紹介システム	空き家をお持ちの方と、高島市に移住・定住をお考えの方に登録していた だき、双方にとってよりよいマッチングを提案し、移住・定住につなげる	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
21		住宅取得費・改修 費等補助	定住住宅リフォーム補助	UJターン者が行うリフォーム工事に対する補助 ●対象者 ・高島市へ移住・Uターンしようとする方で、転入後3年を経過しない方 ●補助額 ・40歳以上で小学校6年生までの子を扶養していない方 対象経費の1/8(上限25万円) ・上記以外の方 対象経費の1/4(上限50万円) ※口座振込で5年間分割均等払い	市民協働課定住 推進室	0740-25-8526
22	東近江市	住宅取得費・改修 費等補助	住まいる事業補助金(市民 子育て住宅取得事業)	令和8年1月1日時点で東近江市に住民票を置いており、0歳から中学校 修了前の子どもがいる世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を地域 商品券で補助(申請者は39歳以下であること。) ●補助額 対象経費の1/5(上限15万円)	住宅課(住宅政策 係)	0748-24-5652
23			住まいる事業補助金(Uター ン者住宅取得事業)	東近江市外から転入される世帯で、過去に東近江市内に居住していた又 は父母若しくは祖父母(義父母・義祖父母も可)が現在も東近江市内に居住 している世帯が住宅を取得される場合に取得費の一部を地域商品券で補助 ●補助額 対象経費の1/5(上限15万円)	住宅課(住宅政策 係)	0748-24-5652
24			住まいる事業補助金(市民 結婚新生活支援事業)	令和8年1月1日以降に婚姻届が受理され婚姻日の年齢がいずれも39歳 以下で、世帯所得が500万円未満の世帯が、住宅取得、住宅賃貸及び引 越をされる場合に係る費用を補助 ●補助額 対象経費の10/10(29歳以下の世帯は上限60万円) (30歳から39歳までの世帯は上限30万円) (住宅賃貸費用及び引越費用については上限12万円)	こども政策課(こど も政策係)	0748-24-5643

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
25	東近江市	住宅取得費・改修費等補助	住まいる事業補助金(市民定住住宅リフォーム事業)	自己所有の住宅を東近江市内の施工業者を利用して改修される場合に改修費の一部を地域商品券で補助 ●補助額 対象経費の1/10(上限10万円)	住宅課(住宅政策係)	0748-24-5652
26		空家バンク	空家バンク	東近江市内に空家を所有されている方と、空家を活用したい方をマッチングする制度	住宅課(空家対策推進係)	0748-24-5669
27		改修費補助	空家等改修費補助金	子育て世帯又は移住世帯が居住のために東近江市内の施工業者を利用して空家を改修する場合に、その空家の改修費の一部を補助 ●補助額 対象経費の1/2(上限40万円) ※住まいる事業補助金と併用不可	住宅課(空家対策推進係)	0748-24-5669
28	米原市	空き家バンク	米原市空家バンク	米原市内の空家を所有されている方と、空家を使いたい方がマッチングできる仕組みとした空家バンクを設置しています。 米原市と米原市内で空き家の活用等に取り組むNPO法人 滋賀・まいばら空き家対策会が連携して運営しています。	シティセールス課(空家担当) NPO法人 滋賀・まいばら空き家対策会	0749-53-5140 0749-56-1034
29		空家改修費補助	びわ湖の素・米原 空家リフォーム補助金	市内事業者による100万円以上の空家のリフォーム工事を行う場合、一部を補助します。 ●補助額 上限100万円(補助率2/3) ●要件等(一部抜粋) ・補助金申請時点で市外に住所を有している ・売買または賃貸借契約前に自治会面談を実施し、移住後は自治会に加入する ・リフォーム完了後に市外から生活の拠点を移して住みはじめる ・対象空家に10年以上居住する見込みがある  他にも要件がありますので、詳細は市にお問合せください。	シティセールス課(空家担当)	0749-53-5140
30		空家活用支援	DIY教室	空家の流通促進を図るため、空家を自らの手で改修する技術を、プロの職人から学べるDIY教室を開催します。 過去の様子は米原市公式YouTubeチャンネルからご覧いただけます。  開催時期など、詳しくはお問合せください。	シティセールス課(空家担当)	0749-53-5140

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
31	米原市	住宅支援	スマートエコハウス普及促進補助金	市内事業者による住宅用太陽光発電システムや蓄電池、置き配ボックス等の設置や高効率給湯器への買換えなどに対し補助します。	産業政策課	0749-53-5112
32		電気自動車等の新規購入支援	次世代自動車購入促進事業補助金	県内の販売店で電気自動車、プラグインハイブリット自動車または燃料電池自動車を新規に購入される方に補助します。	産業政策課	0749-53-5112
33	日野町	空き家バンク	空き家・空き地情報登録制度	日野町空き家・空き地情報登録制度に登録された「空き家・空き地物件」を、日野町に住もうと考え登録されている「利用希望者」に紹介	建設計画課 都市計画担当	0748-52-6567
34		住宅取得費・改修費等補助	住宅リフォーム等促進事業	日野町内で自らが所有し、居住している住宅について、町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、助成を行う また、自ら所有し、かつ居住するために空き家のリフォームを行い、申請年度内に転入・転居した場合にも、その経費の一部を助成する ●補助額 ・リフォーム 対象経費の10%(上限10万円) ただし、転入・転居する方が空き家をリフォームする場合にあっては20%(上限20万円) ・太陽光発電システム設置 太陽電池モジュール1kwあたり3万円(公称最大出力が10kw未満のものに限る) (リフォームと太陽光発電システム設置の合計の上限10万円) ※町指定の商品券で助成	商工観光課 商工観光担当	0748-52-6562
35	竜王町	住宅取得費・改修費等補助	若者定住のための住まいの補助金	移住者等が竜王町に定住することを目的に取得した住宅の新築・リフォーム経費および家賃の一部補助 ●補助額 新築 経費の20%以内(上限80万円) リフォーム 経費の20%以内(上限50万円) 家賃 最大6ヶ月分の家賃の50%以内(上限20万円)	建設計画課	0748-58-3716
36		家賃補助				
37		空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	竜王町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度 竜王町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営		

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
38	竜王町	住宅取得費・改修費等補助	結婚新生活支援事業	令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻し、今年度に竜王町へ転入し、翌年度から5年以上在住の誓約ができる世帯で、夫婦の所得合計が500万円未満の世帯に対して、住宅の新築、購入、リフォームにかかる費用および賃貸住宅の家賃ならびに引っ越し費用のうち、今年度内に支払われた費用の一部に補助金を交付する。(上記36、37「若者定住のための住まい補助金」とは併用不可)	健康推進課	0748-58-1006
39	愛荘町	空き家バンク	空き家等情報登録制度	愛荘町空き家等情報登録制度に登録された「空き家物件」について、愛荘町に住もうと考え登録されている「利用希望者」と空き家物件の所有者をマッチングする制度	みらい創生課	0749-29-9046
40		住宅取得費・改修費等補助	空き家等利活用推進補助金	愛荘町空き家等情報登録制度に登録された物件を対象に、改修工事を実施する際に経費の一部を補助 ●補助金額 補助対象経費の1/2(千円未満は切り捨て)で200万円を限度(加算措置あり) ●補助の対象となる工事 活用を目的とした空き家等の改修工事であり、工事にかかる経費が50万円以上要するもの(その他条件あり)	みらい創生課	0749-29-9046
41		住宅取得費・改修費等補助	地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金	町内の施工業者を利用して、省エネ等を目的に自宅の修繕・補修工事(住宅リフォーム)などを行う場合に、経費の一部を補助 ●補助金額 対象工事費の10%(千円未満は切り捨て)で10万円を限度 ●補助の対象となる工事 省エネ等を目的に実施する自宅の修繕・補修工事(住宅リフォーム)であり、工事にかかる経費が20万円以上要するもの(その他条件あり)	商工観光課	0749-42-8017
42		スズメバチの巣駆除費補助	スズメバチの巣駆除費用補助金	スズメバチの巣駆除に要した費用を補助 ●対象者 町内においてスズメバチが営巣する建物や土地を所有し、管理し、または借用する個人・自治会(事業者除く) ●補助額 駆除に要した費用の1/2(上限1万円)	くらし安全環境課	0749-42-7699

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
43	豊郷町	住宅取得費・改修費等補助	豊郷町住宅リフォーム補助金事業	豊郷町内で自ら所有する住宅をリフォームする場合、補助金を交付する ●補助額 対象経費の1/3(上限20万円)	地域整備課	0749-35-8121
44			太陽光発電システム等設置補助促進補助金	太陽光発電システム定置式蓄電システム設置を補助 ●対象者 町内に住民登録を行っている者または転入見込みの者 ●補助額 太陽電池モジュール1kwあたり3万円(上限10万円) 蓄電容量1kwhあたり2万円(上限5万円)	住民生活課	0749-35-8115
45		空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	豊郷町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度 豊郷町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営	企画振興課	0749-35-8112
46		スズメバチの巣駆除費補助	スズメバチの巣駆除費補助金	スズメバチの巣駆除に要した費用を補助 ●対象者 町内においてスズメバチが営巣する建物や土地を所有し、管理し、または借用する個人・自治会(事業者除く) ●補助額 駆除に要した費用33,000円以内	住民生活課	0749-35-8115
47	甲良町	空き家バンク	甲良町空き家・空地情報登録制度	甲良町に所在する空き家・空地を有効利用されたい方に紹介する制度 甲良町と甲良町内に存する宅地建物取引業者と連携	企画監理課	0749-38-5061
48	多賀町	空き家バンク	空き家・空き地情報バンク	多賀町に所在する空き家・空き地を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方とマッチングできる制度 多賀町と公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協定を締結し、連携して運営	企画課	0749-48-8122

令和8年度滋賀県内市町への移住支援施策一覧(住まい編)

	市町名	事業区分	事業名	事業内容	担当課	電話番号
49	多賀町	住宅取得費・改修費等補助	若者定住支援事業	取得した住宅に係る固定資産税相当額を助成 ●対象者 本人または配偶者が40歳未満の方、もしくは中学生以下の子どもを扶養する世帯 ●補助額 固定資産税相当額(上限10万円) ※3年間助成 ※町内業者が元請の場合、1年目申請時のみ10万円加算	企画課	0749-48-8122
50			空き家改修費補助金	空き家・空き地情報バンクを利用して空き家住宅を購入し、移住・定住する方がその空き家を改修する場合、費用の一部を補助 ●補助金額 対象経費の1/2(上限50万円) ※若者世帯の場合は上限100万円(若者世帯:夫、妻のいずれかが18歳以上40歳未満の夫婦、または中学生以下の子を扶養する者)	企画課	0749-48-8122
51			住宅リフォーム促進事業	町内の施行業者を利用して、50万円以上の住宅の修繕・補修などの工事(住宅リフォーム)を行う場合、その経費の一部を補助 ●補助額 補助対象経費の10%(上限20万円)	文化まちづくり課	0749-48-8118
52			多賀町産木材利用住宅促進事業	多賀町産の木材を利用して町内に住宅を新築等される方に、その経費の一部を助成 ●助成額 多賀町産木材購入費の2/3(上限100万円)	産業環境課	0749-48-8118